

第3編 強制執行および保全措置

第1章 執行名義

第1節 判決およびその他の執行名義(títulos ejecutivos)

第517条 執行請求権。執行名義。

- ① 執行請求権は、執行を必然的に伴う権原に基づく必要がある。
- ② 次の権原のみが執行を必然的に伴う：
 1. 確定有責判決(sentencia de condena firme)。
 2. 仲裁判断書および調停合意書。後者は、民事および商事事案における調停の法律に従って、公正証書に格上げする必要がある。
 3. 裁判上の和解および訴訟で達した合意を承認または許可する裁判所の裁定書。場合に応じて、その特定の内容を証明するために、対応する訴訟行為の公証謄本が(裁定書に)添付される。
 4. 正本(*primera copia)である公署証書、または、裁判所の命令を通して、かつ、それが害を及ぼすべき者を、または、その被相続人を呼び出して発行される(公署証書の)謄本(segunda copia)、または、すべての当事者の同意を得て発行される謄本。

(訳者注：primera copiaとは、公正証書の作成者の各人が最初に受け取る権利を持つ公正証書原本の写しである。発行されると、公証人は、原本の余白等にその発行の旨および引渡し日を記載する。)

5. 両当事者および介入する(職業組合)加入の商事仲立人によって署名された商事契約書。ただし、当該仲立人がその記録簿の記載とこれらの日付との契約書の一致を明らかにする証明書の添付を条件とする。
6. 所持人払い式証券または記名証券で、満期が来た債務およびその当該証券の満期が来た利札(cupón)を表す合法的に発行されたもの。ただし、利札が証券と相応し、また、いずれにしても、証券がその(証券)台帳と相応することを条件とする。

照合行為においてなされる証券偽造の抗弁は、照合が一致する場合、執行実行を妨げない。ただし、債務者が証券の偽造を主張してなすことができる執行に対するその後の異議申立てを害しない。

7. 証券市場法(Ley del Mercado de Valores)に係わる付記を通して表象される証券に関する会計記録を担当する組織が発行した失効していない証明書。ただし、証券を表象する公正証書のコピーを、または、場合に応じて、そのような公正証書が必要な場合、現行法律に従って、発行を表象する公正証書のコピーを、添付しなければならない。

執行が申立てされて実行されると、前段に係わる証明書は失効しない。

8. 自動車の使用および運行に起因する強制民事責任保険(Seguro Obligatorio de Responsabilidad Civil)により付保される事件のために開始される刑事訴訟におい

て法律で規定される場合に下される、補償として請求可能な最大額を設定する（裁判所）決定。

9. 本法または他の法律の規定により、執行を必然的に伴うその他の訴訟上の裁定および書類。

第 518 条 判決あるいは仲裁裁定または調停合意に基づく執行請求権の失効。

判決、裁判上の和解または訴訟で達した合意を承認する裁判所または裁判所書記官の裁定に、仲裁裁定に、あるいは、調停合意に基づく執行請求権は、対応する執行申立てが、判決または裁定が確定して 5 年以内に提起されない場合、失効する。

第 519 条 受益者の個別の特定を伴わない有責判決に基づく消費者・ユーザーの執行請求権。

第 221 条第 1 号の規則に係わる有責判決が、受益を受ける個々の消費者またはユーザーを特定していない場合、執行管轄裁判所は、1 人または複数の利害関係者の申立てにより、有責判決を受けた者の意見を聞いて、判決で設定されたデータ、特性および要件に従って、申立人を有責判決の受益者として認めるかどうか裁定する（裁判所）決定を下す。この決定の公証謄本により、（受益者と）認定される者は執行を申立てできる。検察官は、影響を受ける消費者およびユーザーの利益のために、判決の執行を申立てできる。

第 520 条 裁判上または仲裁上でない権原に基づく執行請求権。

① 第 517 条第 2 項第 4、5、6 および 7 号に規定される執行名義の場合、執行は 300 ユーロを超える（次の物での）特定の金額によってのみできる：

1. 現金で。
2. 兌換外貨で、それで支払う義務が認められているか、法的に許可される場合。
3. 金銭で計算できる物品または現物で。

② 前項で示された数量制限は、当該項で規定されるいくつかの執行名義を加えて克服できる。

第 521 条 単なる確認判決および形成判決。

① 単なる確認判決または形成判決の執行は、行われぬ。

② 確定形成判決は、その証明書および、場合に応じて、適時な裁判所命令を通して、執行する必要なしに、公簿への登録と修正を許す。

③ 形成判決に有責(*condena)の言渡しが含まれる場合、これらは本法に定める方法で執行される。

④ 濫用的一般条件の使用での無効、停止または撤回が宣言されたところの集団的または個別の訴訟で下された確定判決は、司法機関によって、契約の一般条件登録局(Registro de Condiciones Generales de la Contratación)に、登録のために職

権で送付される。

(訳者注 : *condena* とは、判決中に含まれる言渡しで、当事者一方の請求を全部または一部を認容することで構成され、相手方はその請求を受入れる義務を負う。ここでは、適切な訳がないので、有責 (判決) と訳した。)

第 522 条 *形成判決の順守と履行。必要な裁判上の行為の申立て。*

① すべての人および当局、特に公的登録 (*Registros públicos*) を担当する当局は、形成判決で処置されるものを順守し、履行しなければならない。また、その判決から生じる法的地位または状況に従わなければならない。ただし、登録自体に起因する障害が、その特定の法制に従って、存在する場合を除く。

② 訴訟の当事者である者、または、直接的かつ正当な利益を証明する者は、形成判決が有効になるために、また、それらが処置するものに対する付帯的抵抗を克服するために、裁判所に必要な行為を取ることを申立てできる。

第 2 節 外国の執行名義

第 523 条 *スペインにおける執行力。手続きに適用される法律。*

① 外国の確定判決およびその他の執行名義がスペインで執行されるためには、国際条約の規定および国際的法律協力に関する法律条項に従う。

② いずれにしても、スペインで有効な国際条約に別段の規定がない限り、外国の判決および執行名義の執行は、本法の規定に従ってスペインで実行される。